

## 病院薬剤師出向・体制整備支援事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する病院薬剤師出向・体制整備支援事業について、補助の要件等を定めるものである。

### (目的)

第2 県内の病院薬剤師は、就業地域が仙台医療圏に集中しており、その他の地域では、病院薬剤師の確保は困難を極めている。

本事業は、県内における病院薬剤師の地域偏在解消及び地域における病院薬剤師の安定的な確保のため、薬剤師が充足している医療機関から薬剤師が不足する医療機関に対し薬剤師を出向させ、その知見等を活かして地域医療に貢献できる仕組みを構築することを目的とする。

### (申請者の要件)

第3 申請者は、県内の医療機関で、自施設で雇用する薬剤師を出向先医療機関（開設主体が申請者と同一の医療機関は除く。）に出向させる医療機関であること。

### (補助対象事業)

第4 補助対象事業は、出向先医療機関に対し、調剤や病棟業務等の病院薬剤師業務支援のほか、地域医療に貢献できる仕組みの構築のため、次に例示するような体制整備支援を行う事業とする。

#### (1) 調剤業務支援

調剤機器の使用や非薬剤師へのタスク・シフトによる効率化に関する検討と提案

#### (2) 病棟業務支援

病床機能と算定可能な業務の評価及び病棟業務の運用フローに関する検討と提案

#### (3) チーム医療支援

チーム医療活動の推進に関する検討と提案

#### (4) 地域連携支援

質の高い医療の提供に向けた保険薬局との連携に関する検討と提案

#### (5) 薬剤師採用支援

若手薬剤師の採用促進に関する検討と提案

2 前項の規定により実施する事業は、次に掲げる項目を満たすこと。

(1) 出向先医療機関は、仙台医療圏以外の公的医療機関とし、薬剤師を募集しているにもかかわらず応募がなく、業務に多大な支障が生じている病院であること。

なお、本事業の性質上、成果が表れるのに時間を要することを考慮し、前年度における事業の成果や進捗状況を踏まえ、県が認めた場合は、前年度と同一の医療機関を出向先医療機関とすることができる。

(2) 出向する薬剤師（以下「出向薬剤師」という。）は、病院薬剤師業務及び体制整備に係る知識及び経験を十分に持っている者で、かつ、病院賠償責任保険に加入していること。

(3) 出向薬剤師は、1回の出向につき1人とすること。ただし、複数人が期間を分けて出向するこ

とは妨げない。

- (4) 出向先医療機関に対する出向期間の合計は、原則9か月以上とすること。ただし、出向先医療機関の都合による出向の打ち切り等、やむを得ないと判断される場合はこの限りではない。
- (5) 出向薬剤師の指導役となる薬剤師（以下「指導薬剤師」という。）を任命すること。指導薬剤師は、必要に応じて出向先医療機関を訪問し、出向薬剤師に対して必要な指導または助言を行うことにより、円滑な事業の実施に努めること。
- (6) 本事業の実施については、学会等で発表を行うなど、事業成果の共有に努めること。また、学会発表等で使用した資料は実績報告の際に提出すること。

(補助対象経費等)

第5 本事業の補助対象となる経費及び補助率は、下表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出された額の合計額が本事業に係る予算額を超える場合には、予算の範囲内で補助額の調整を行うものとする。

補助対象経費	補助率
薬剤師出向及び出向先医療機関の体制整備支援に要する経費 (1) 人件費（給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費） イ 指導薬剤師の指導にかかる人件費 ロ 出向薬剤師の代替となる薬剤師の雇用にかかる人件費 (2) 旅費 イ 指導薬剤師の出向先医療機関への出張費 ロ 学会参加費 (3) 事務費 イ 事業実績報告書作成費 ロ 消耗品費、備品購入費	3分の2

(交付の申請)

第6 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 病院薬剤師出向・体制整備支援事業実施計画書（要領様式第1号）
- (2) 本事業に係る出向契約（協定）書等

(実績報告)

第7 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(5)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 病院薬剤師出向・体制整備支援事業実施報告書（要領様式第2号）
- (2) 要領第4第2項(6)に規定する資料
- (3) (1)を証する支出関係書類等

附則

この要領は、令和5年10月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。